委託業務仕様書

１．業務目的

本業務は，南海トラフ巨大地震被災後の緊急時供給対策として，農地防災事業幹線水路（管路）から分岐させ工業用水道の配水管に接続する取水プラントの基本・詳細設計を行うものである。レーダー探査を含む管路接続箇所の調査，接続連絡ルート，操作要員の検討を行い，移動式送水設備の詳細設計を行うものである。

２．業務概要

1）業務場所

・徳島県板野郡松茂町
・徳島県徳島市川内町

2）計画準備

本業務の実施に先立ち，業務計画書を提出する。

3）関係資料の資料収集・整理

既往資料の整理を行う。

4）課題抽出・検討

関係資料や他県の事例，関係機関協議等により課題を抽出し，検討・提案を行う。

5）現地踏査および測量

現況地形・既設埋設管・架空線等を確認し，計画設計に反映するための調査測量を行う。

6）基本・詳細設計

工業用水道管路と広域農地防災で設置されている農業用水道管路の接続に必要な計画並びに送水するための機械設備について基本・詳細設計を行う。

・移動式送水設備基本設計
・移動式送水設備詳細設計（プラント）
・移動式送水設備詳細設計（配管）
・地中レーダー探査

7）設計図面作成

機械設備・接続管設計に基づき，工事の施工に必要な平面図，詳細図，構造図を作成する。

図面は，CAD製図基準（案）に基づき作成し，図面作成のあたっては，機器が特定されないよう配慮し，数量計算に必要となる詳細図等は参考図として収録する。

8）数量計算

数量計算書については，作成した図面に基づき，工事発注のための数量計算書を作成する。

数量計算書の作成については，国土交通省土木工事積算基準を参考とし，徳島県土木工事数量算出要領に準拠する。

9）成果品

成果品は，徳島県設計業務共通仕様書に準拠・作成する。

電子納品成果は，電子納品運用ガイドライン（案）に準拠・作成する。

10）関係機関協議

国土交通省四国地方整備局，農林水産省中国四国農政局等の水利権者・関係機関との協議を行う。

11）その他

上記に定めない事項やこれによりがたい場合は，監督員との協議により決定する。

12）打ち合わせ協議

業務着手時，中間時（２回），納品時の計４回を予定する。

３．主な使用図書および基準

・徳島県設計業務共通仕様書	徳島県県土整備部
・徳島県公共測量作業規程	徳島県県土整備部
・水利公式集　(平成11年版)	土木学会
・工業用水道施設設計指針・解説	日本工業用水協会
・工業用水道実務必携	日本工業用水協会
・水道事業実務必携	全国簡易水道協議会
・詳細設計照査要領	建設町大臣官房技術調査室
・国土交通省土木工事積算基準	(財）建設物価調査会
・土木工事数量算出要領	徳島県県土整備部
・徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計編】	徳島県県土整備部
・CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）	国土交通省
・電子納品運用ガイドライン（案）	国土交通省
・CAD製図基準（案）	国土交通省
・土木設計場無糖の電子納品要領（案）	国土交通省　　　　　等

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。